

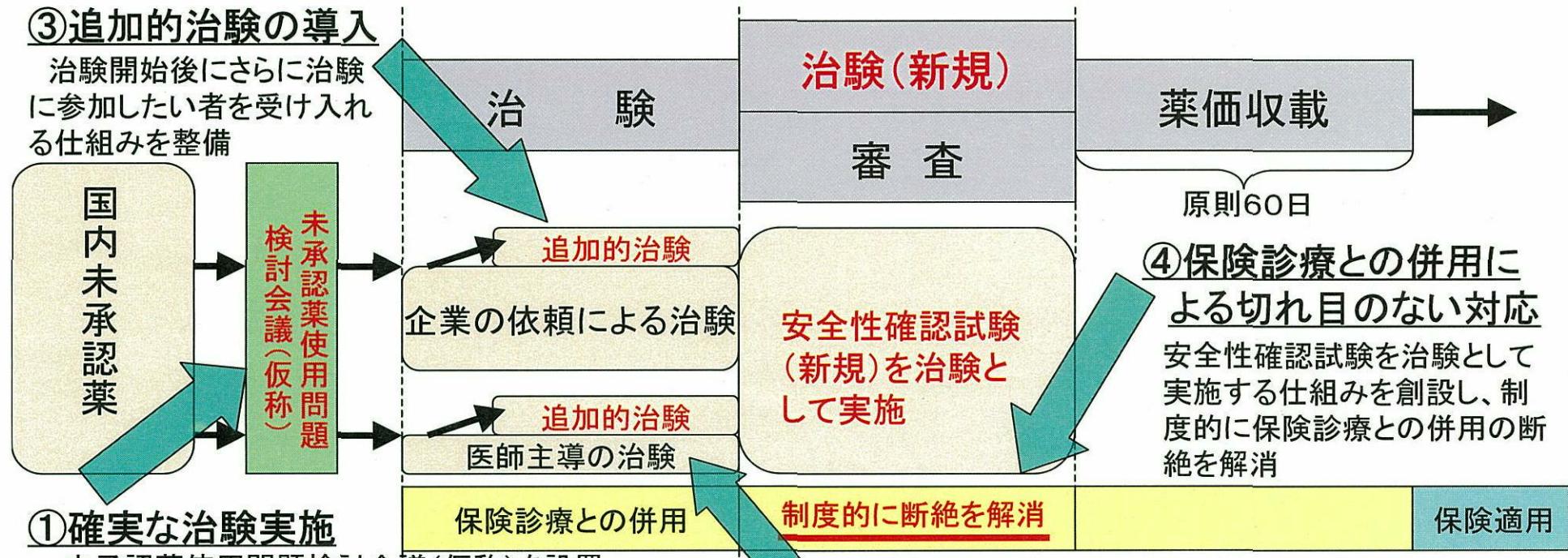
1 国内未承認薬の使用

「国内で承認されるまでに時間がかかり、
欧米で承認されているのに、全額自己
負担でないと使えない。」

→ 確実な治験実施に繋げ、制度的に切れ目なく
保険診療との併用が可能な体制を確立

③追加的治験の導入

治験開始後にさらに治験
に参加したい者を受け入れ
る仕組みを整備



① 確実な治験実施

- ・未承認薬使用問題検討会議(仮称)を設置
- ・学会・患者の要望を把握し、臨床上の必要性と使用の妥当性を科学的に検証
- ・年4回定期的に開催するとともに、必要に応じ隨時開催。
最長でも3か月以内に結論を出す。
- ・欧米で新たに承認された薬は自動的に検証の対象とし、患者の要望に的確に対応
- ・「企業治験」と「医師治験」とに振り分け、確実な治験実施へ繋げる。

② 医師主導の治験の支援体制整備

- ・治験導入時の医師への情報提供の充実、各種手続の簡素化による導入時の手續の負担の軽減
- ・医師が患者に薬剤料等の費用負担を求めるべきことを明確化するとともに、保険給付を企業治験より拡大することにより、医師の負担を軽減
 - * 料金が不当に高くならないよう必要な措置を講じる。
- ・治験ネットワークの拡充